



平成 27 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 マルマエ
代表者名 代表取締役社長 前田 俊一
(コード番号:6264 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 藤山 敏久
(TEL. 0996-64-2900)

内部統制システムに関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

〔会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号〕

企業が存立を継続していくためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、すべての役職員が公正かつ高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- (1) 取締役会は、法令および定款で定められた事項および経営に関する重要事項につき、十分審議した上で意思決定を行う一方、職務執行する取締役からはその執行状況に関わる報告等を求めて経営方針の進捗状況を把握し、職務執行の適正性を管理監督する。
- (2) 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程および職務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行状況等に関して意見の陳述や報告を行い、必要に応じて助言・勧告、場合によっては適切な処置を講ずる。
- (3) 経営会議は、定期的を開催し、取締役および幹部社員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行うとともに、相互監視を行う。
- (4) 内部監査部門である品質管理部は、定期監査とともに必要に応じて任意監査を実施して日常の職務執行状況を把握し、その改善を図る。
- (5) コンプライアンス体制の維持のため、弁護士および監査法人等の外部専門家と密に連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

〔会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号〕

取締役の職務の執行に係わる情報について、管理基準および管理体制を整備し、法令および「稟議規程」・「文書管理規程」・「情報システム管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、

監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

〔会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号〕

リスク管理を最も重要な経営課題のひとつと位置づけ、当社固有のリスクを十分認識した上で、様々な危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

- (1) 全社的なリスクの監視および全社的な対応は管理部が行う。
- (2) 各部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となりマニュアル等の整備および徹底、必要な教育を行う。
- (3) 取締役ならびに各部門長は、個々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは取締役会で多面的な審議のうえ、適切な対策を決定し、実施する。
- (4) 内部監査担当部署は、リスク管理の状況についても監査を実施する。
- (5) 新たにリスク管理面で問題が発生もしくは発生が予測される場合には、取締役会に報告し、その対策を協議して是正処置を取る。
- (6) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮の下、弁護士等を含む外部専門家を利用し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号〕

規程の整備により、取締役の権限・責任の範囲と担当業務を明確かつ適切に定めることで、取締役が効率的に職務執行する体制を確保する。

- (1) 取締役会は中期事業計画および各年度の予算案を決定し、各部門がその目標達成のための具体策を立案・実行する。
- (2) 「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」および「決裁権限基準」により、取締役の委嘱事項を定め、委嘱した範囲において職務執行を決定し実行できる権限を委譲する。取締役は職務執行の進捗状況等を取締役会および経営会議で報告する。
- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて組織、職制、業務分掌、決裁権限等に関する社内規程等の見直しを行い、必要な改善を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

〔会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号〕

現在、子会社、関連会社に該当するものは存在しないが、将来においてグループ会社を設置する場合には、子会社管理規程を整備し、当社と同等の管理、規程・コンプライアンス基準の整備、管理、事業内容の定期的な報告と協議を行う。また会計基準についても、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についても、将来子会社を設ける場合には、子会社管理規程を整備して定める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号〕

監査役と内部監査部門である品質管理部は常に連携できる体制にあるため、監査役の職務を補助すべき使用人を置いていないが、監査役からその使用人の設置を求められた場合は、監査役と協議の上、必要に応じて設置する。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号〕

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合には、その指揮・命令等は監査役の下にあり、その人事上の取扱は監査役と協議して行う。

8. 監査役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号〕

前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号〕

監査役の実務執行等に関する重要な会議への出席を、取締役の業務執行に対する厳正な監視体制とする。また、監査役への重要な報告を行う体制とする。また、会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。

10. 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 5 号〕

監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査役は第6項乃至第9項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。

11. 監査役の実務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の実務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号〕

監査役の実務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

12. その他監査役の実効的な執行を確保するための体制

〔会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号〕

「監査役監査基準」において、監査役と内部監査部門である品質管理部が緊密な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査が実効的に行われることを確保する。また、取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図る。

以 上